

告示第523号

令和8年4月6日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

NPO基盤強化事業（市民活動支援業務）業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

NPO基盤強化事業（市民活動支援業務）業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、必要な書類を提出してください。

## 記

### 1 業務の概要

市民活動団体（NPO法人、町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア団体など）、企業、行政等に所属する多様な主体を対象に、市民活動やまちづくりに関する普遍的なスキルを習得する講座等を開催し、活動を担う人材を育成することなどにより、市民活動団体の活動基盤を強化し、自立した活動の継続を図る。

### 2 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (3) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあつては、主たる事業所等の所在地の市町村税）を完納していること。
- (4) 書類提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

(9) 令和3年度以降に、国又は地方公共団体等におけるワークショップ形式による講座等の受託実績を有すること。

### 3 提出要領

#### (1) 提出期間

令和8年4月6日（月）から同月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

#### (2) 提出時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

#### (3) 受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部市民協働課（東別館2階）

電話 099-216-1204

#### (4) 提出書類

次のアからカまでの書類を各1部提出すること。ただし、本告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、エ及びオの書類の提出を省略することができる。

ア NPO基盤強化事業（市民活動支援業務）業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 会社概要書（様式第2）

ウ 事業実績（様式第3）

エ 法人の登記簿謄本又は全部事項証明書

オ 印鑑登録証明書（写しでも可）

カ 本市が発行する市税に滞納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写しでも可）又は本市で証明書が発行されない場合は、主たる事務所等所在地の市町村役場発行の市（町・村）民税納税証明書（3か月以内に発行されたもの）

#### (5) 提出方法

受付場所に持参、郵送又は宅配便の方法により提出しなければならない。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

#### (6) 注意事項

別に定めるNPO基盤強化事業（市民活動支援業務）業務委託契約に係る企画提案競技の実施要領を確認すること。

#### 4 説明会

##### (1) 開催日時

令和8年4月13日（月）午後1時30分から

（説明会に参加を希望する者は、同月10日（金）までに、3(3)の問い合わせ先まで電話にて申し込むこと。）

##### (2) 開催場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所東別館2階201会議室

##### (3) その他

説明会への参加は、本企画提案競技の参加の要件ではない。

#### 5 その他

NPO基盤強化事業（市民活動支援業務）業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書、実施要領その他必要な情報は鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。